

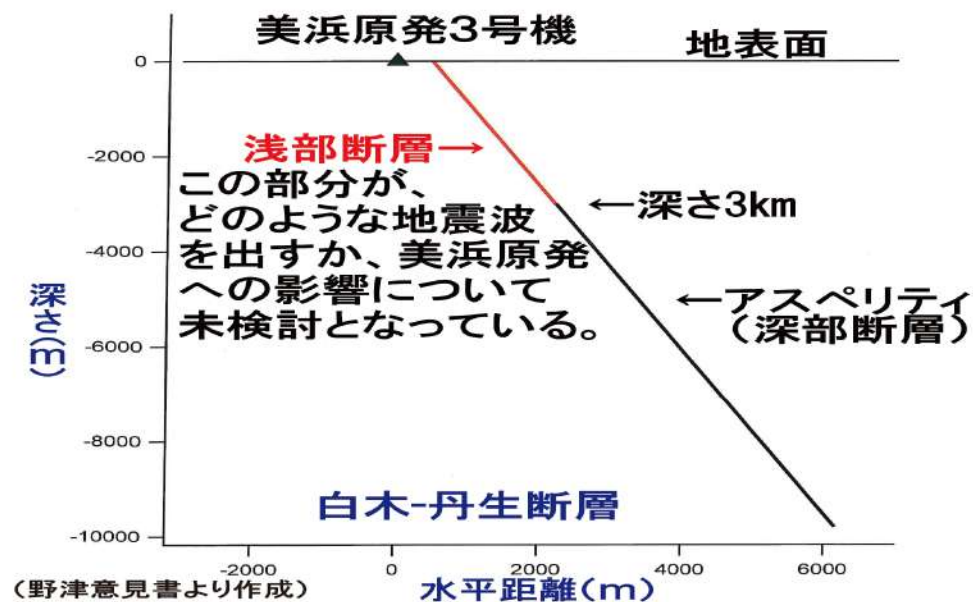
野津意見書・・美浜原発は「震源が敷地に極めて近い場合」に該当する

原子力規制委員会が2013年に策定した「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」は、震源が原発敷地に極めて近い場合には、「地表に変位を伴う断層全体」の考慮を求めています。これは、白木-丹生断層のように、過去の地震で断層が地表に達した場合（地表に変位が生じた場合）、これを「地表地震断層」とよび、「深部断層」（アスペリティを含む地震で破壊される領域全体をいい、この断層面のこと）のみではなく、深部断層の上部の「浅部（せんぶ）断層」や「地表地震断層」から発する地震波を評価することを求めています。

野津厚氏の意見書によれば、下の断面図は、美浜原発と白木-丹生断層の位置関係をほぼ南側から見たもので、基準地震動を策定する場合は、黒線で示している「深部断層」から地震波

が発生することを想定しています。そして、白木-丹生断層の路頭から深さ3kmまでの赤色で示す「浅部断層」は、美浜原発3号機から極めて近いことから、この「浅部断層」で生成される地震波が、同3号機に大きな影響を及ぼす可能性があるといえます。

したがって、美浜原発3号機は、白木-丹生断層に対して、「浅部断層の影響が無視できない場合」となり、「震源が敷地に極めて近い場合」に該当することになります。よって、白木-丹生断層やC断層が動いたときには、基準地震動を超える揺れに襲われる可能性が現実的であることから、美浜3号機の運転は差し止められるべきです。



福井の老朽原発訴訟の会 入会申込書

「福井の老朽原発訴訟の会」の趣旨に賛同し、入会します。

年 月 日

氏 名	
住 所	〒 _____
電話番号	
メール	
募金・会費 のお願い	振込先 郵便振替 口座番号 00750-9-42547 「福井から原発を止める裁判の会」 会費 個人:1口 500円、団体:1口 1,000円

福井の老朽原発訴訟の会 代表：山本雅彦

副代表：木原壮林、東山幸弘